

11. 岡山大学マッチングプログラムコース規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号。以下「学則」という。）第7条の2第2項の規定に基づき、岡山大学マッチングプログラムコース（以下「コース」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 コースを設置する学部（以下「設置学部」という。）は、文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部（医学科を除く。）、薬学部（薬学科を除く。）、工学部、環境理工学部及び農学部とする。

(運営)

第3条 コースの特徴である既存の学部の枠組みを超えた教育体系を実践するため、コースの運営は、設置学部と教育・学生支援機構が連携し、各学部の協力を得て行う。

(運営委員会)

第4条 コースの円滑な運営と教育の実施のため、コースに関する重要事項を審議する組織として、岡山大学マッチングプログラムコース運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(募集)

第5条 コースの募集は、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部保健学科、薬学部創薬科学科、工学部、環境理工学部及び農学部から入学定員合計16人を措置し、一括して募集・選抜を行う。

(入学者選抜方法等)

第6条 コースの入学者選抜は、アドミッション・オフィス方式による総合評価により行う。

2 コースの合格者は、運営委員会で選考の上、設置学部の教授会の議を経て、当該学部長の申出に基づき、学長が決定する。

(入学前準備教育)

第7条 入学予定者に対して、入学後のコースの学修を円滑に行うため、入学までの間に入学前準備教育を行う。

2 入学前準備教育に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育課程)

第8条 コースの教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

2 教養教育科目は、ガイダンス科目、主題科目、個別科目及び外国語科目に区分する。

3 専門教育科目は、専門基礎科目及び専門科目により編成し、専門基礎科目は、MP教育科目とし、専門科目は、総合選択履修科目及び課題科目に区分する。

4 各授業科目及び単位数等は、別表第1のとおりとする。ただし、必要があるときは、別表第1に掲げる授業科目以外の科目を特別に開講することがある。

5 前項の授業科目の配当年次及び履修方法等に関し、必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第9条 授業科目の単位の計算方法については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
 - 四 課題研究については、それに必要な学修等を考慮して、10単位とする。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準は、前項第1号から第3号までに規定する基準を考慮して別に定める。

(成績評価基準等の明示)

第10条 授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画並びに成績評価基準は、講義要覧等により学年の始めに公表する。

(単位の認定)

第11条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に照らし、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

(授業科目の公示)

第12条 学年の始めに、その学年における授業科目名及び担当教員名を公示する。ただし、科目によっては、学期の始めに又は必要に応じて学期若しくは学年の中途において公示する場合がある。

(履修手続)

第13条 学生は、履修しようとする科目を所定の方法により、学期の始めに届け出なければならない。ただし、前条ただし書の場合は、それぞれ公示された時期に届け出るものとする。

2 設置学部以外の学部の授業科目の履修を希望するときは、所定の手続きを経て、当該学部長の許可を受けるものとする。

(履修科目の上限設定等)

第14条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間に登録することができる単位数の上限を別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 学生が、他の大学（外国の大学を含む。以下同じ。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。以下同じ。）の授業科目の履修を希望するときは、願い出なければならない。

2 前項の願い出があったときは、当該大学又は短期大学との協議の成立したものについて許可するものとし、その取扱いについては別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第16条 学生が、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修を希望するときは、所定の様式により願い出て許可を受けなければならない。

2 学生が、前項に規定する学修その他文部科学大臣の定める学修を行った場合の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 学生がコースに入学する前に大学又は短期大学において修得した授業科目の単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、コースにおいて修得したものとして認定することがある。

2 前項の規定により、修得したものとして認定できる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、前2条の規定によりコースにおいて修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(所属学部)

第18条 コースの学生は、設置学部の所属とする。

2 学生の所属方法及び学籍の管理方法等については、別に定める。

(転課程)

第19条 コースの学生が、各学部のコース以外の教育課程へ転課程を志願する場合は、所定の手続きを経て、所属学部の長の許可を受けなければならない。

2 各学部のコース以外の教育課程からコースへ転課程を志願する場合は、選考の上、許可することがある。

3 転課程の方法、時期及び既修得単位の認定方法については、別に定める。

(在学期間の通算及び既修得単位の認定)

第20条 前条の規定により転課程をした者の在学期間及び既修得単位の取扱いについては、別に定める。

(卒業の要件)

第21条 コースの学生の卒業要件は、コースに4年以上在学し、別表第2に定める卒業要件単位以上を修得することとする。

第22条 削除

(卒業の認定)

第23条 卒業の認定は、運営委員会で事前審査の上、学生の所属学部の教授会の議を経て、当該学部長の申出に基づき、学長が行う。

(学位)

第24条 卒業者に授与する学士の学位に付記する専攻分野の名称は、学術とする。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、コースに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、平成18年度入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の第11条、第14条、第22条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、

平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学生については、なお従前の例による。

別表第1 (第8条関係)

科目区分		授業科目	単位数	卒業要件単位		
教養教育科目	ガイダンス科目	開講授業科目及び単位数については、岡山大学教育開発センター長が学年の始めに公示する。		2単位		
	主題科目			各主題ごとに2単位以上	28単位～42単位 (個別科目の生命・保健科学は4単位まで)	
	個別科目			生命・保健科学は4単位		
	外国語科目			16単位以上 (指定する英語8単位を含む。)		
	合 計			30単位～44単位		
専門教育科目	専門基礎科目	MP教育科目(必修科目)	MP個別指導1	2	2単位	
		MP個別指導2	2	2単位		
		MP個別指導3	2	2単位		
		英語(MPコース2)	2	2単位		
		英語(MPコース3)	2	2単位		
		MP教養ゼミ(日本語)	2	2単位		
		MP教養ゼミ(倫理・哲学)	2	2単位		
		MP教養ゼミ(異文化)	2	2単位		
		MP教養ゼミ(自然科学)	2	4単位(2科目)		
	計			20単位		
	MP教育科目(選択科目)	キャリア育成セミナー	2	0単位～2単位		
		計			0単位～2単位	
	専門科目	総合選択履修科目	情報処理関連科目 (設置学部が開講する専門教育科目の情報関連科目)	4単位		
			テーマ関連科目 (各学部が開講する専門教育科目)	0単位～18単位		
			計			4単位～22単位
課題科目		課題探求科目 (各学部が開講する専門教育科目)	46単位			
	課題研究	10	10単位			
	計			56単位		
合 計			84単位～98単位			
総 合 計			128単位			

別表第2（第21条関係）

卒業要件単位

区 分		卒業要件単位	
教養教育科目		30～44単位	
専門教育科目	専門基礎科目（MP教育科目）	20～22単位	
	専門科目	総合選択履修科目	4～22単位
		課題科目	56単位
合 計		128単位	

岡山大学マッチングプログラムコース運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山大学マッチングプログラムコース規則（平成17年岡大規則第10号）第4条第2項の規定に基づき、岡山大学マッチングプログラムコース運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 副学長（教育・学生担当理事）
- 二 岡山大学マッチングプログラムコース（以下「コース」という。）を設置する学部（以下「設置学部」という。）の長
- 三 設置学部を除く学部の長が推薦する当該学部の教授 各1名
- 四 学務部長
- 五 その他運営委員会委員長が必要と認めた者

2 前項第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項等)

第3条 運営委員会は、コースに関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 コースの企画及び運営に関する重要事項
- 二 コースの教育課程の編成に関する事項
- 三 コースの授業計画に関する事項
- 四 コースの学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- 五 その他運営委員会が必要と認めるコースに関する事項

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、第2条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した設置学部の長がその職務を代理する。

(委員会の成立等)

第5条 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(コース教育委員会)

第7条 運営委員会に、コースの円滑な教育の実施について具体的に審議するため、岡山大学マッチングプログラムコース教育委員会（以下「コース教育委員会」という。）を

置く。

2 運営委員会は、コース教育委員会に第3条第1項第2号から第5号までの事項の審議を委ね、その議決をもって、運営委員会の議決とすることができるものとする。

3 コース教育委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(コース教育部)

第8条 運営委員会に、コースの教育を円滑に実施するため、岡山大学マッチングプログラムコース教育部（以下「コース教育部」という。）を組織する。

2 コース教育部は、コース学生に係る教育、修学指導等に関して主体的に責任を持つ学部として運営委員会において選出された学部において組織する。

3 コース教育部に関し、必要な事項は、別に定める。

(委員会の事務)

第9条 運営委員会の事務は、学務部学務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

岡山大学マッチングプログラムコース成績評価の基準

- 1 成績評価は授業の教育目標に対する学習者の到達度を見るものであり、その目標と評価の方法は可能な限り具体的にシラバスに明記する。
- 2 成績評価は、授業の形態（講義、実験、実習、演習、実技等）と内容に対応した適切で多面的な方法により行い、期末筆記試験などの単一手段のみによる一面的評価に偏重しないようにする。
- 3 成績評価には、授業時間外の自己学習を通じて得られた学習効果が適切に反映されるように努める。
- 4 成績評価においては、担当教員による著しい個人差が生じないように努める。
- 5 成績評価の基準や方法に関する学生からの質問や疑問には適切に対応する。

岡山大学マッチングプログラムコース履修科目の上限設定等に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学マッチングプログラムコース規則（平成17年岡大規則第10号）第14条第1項の規定に基づき、岡山大学マッチングプログラムコースにおける履修登録科目の上限設定等について定める。

(履修科目の上限)

第2条 履修科目として登録できる単位数の上限は、1年間42単位とする。

(履修科目の上限を超える登録)

2 前項の規定にかかわらず、マッチングプログラムコース教育部長が教育上特別の必要があると認める場合は、前項の上限を超えて履修科目を登録することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成18年度及び平成19年度入学生については、なお従前の例による。

岡山大学マッチングプログラムコース表彰内規

(目的)

第1条 この内規は、岡山大学マッチングプログラムコース(以下「MPコース」という。)における教育の充実・発展を図るため、学業及び人物の優れた学生を表彰するために必要な事項について定めることを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、「MPコース優秀学生賞」とし、表彰状を授与するものとする。

(MPコース優秀学生賞)

第3条 MPコース優秀学生賞は、MPコースを卒業する学生のうちから、学業及び人物の優れた者に授与する。

2 候補者は、岡山大学マッチングプログラムコース教育委員会委員長が、3月上旬までに1人を、岡山大学マッチングプログラムコース運営委員会委員長に推薦するものとする。

3 選考は、岡山大学マッチングプログラムコース運営委員会で行う。

4 授与日は、学位授与式当日とする。

(表彰状)

第4条 表彰状は、別紙のとおりとする。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年2月4日から施行する。

岡山大学マッチングプログラムコースにおける他の大学
又は短期大学の専門教育科目履修に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学マッチングプログラムコース（以下「MPコース」という。）規則第15条第2項の規定に基づき、MPコース学生が他の大学（外国の大学を含む。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。）の専門教育科目の履修（以下「他大学等履修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出願書類)

第2条 MPコース学生が、他大学等履修を希望するときは、次の各号に掲げる書類を提出し、MPコース運営委員会（以下「運営委員会」という。）の長に願い出るものとする。

- 一 他大学（短期大学）授業科目履修願（別紙様式）
- 二 その他必要とする書類

(許可)

第3条 他大学等履修の許可は、運営委員会の議を経て行う。

(単位の認定)

第4条 他大学等履修で修得した単位は、30単位を限度として運営委員会で認定の上、卒業要件単位として取り扱うことができる。

(その他)

第5条 この内規の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

岡山大学マッチングプログラムコースにおける「大学コンソーシアム岡山」
参加大学相互間単位互換協定に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学マッチングプログラムコース（以下「MPコース」という。）学生「大学コンソーシアム岡山」参加大学相互間単位互換に関する協定（平成18年3月7日締結）第1条の規定に基づく他の大学で開設する授業科目（以下「他大学授業科目」という。）の履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(履修申請)

第2条 他大学授業科目の履修を希望するMPコース学生（以下「履修希望学生」という。）は、当該学生を担当するアカデミックアドバイザーを経て、岡山大学マッチングプログラムコース運営委員会（以下「運営委員会」という。）委員長に希望する他大学授業科目について履修申請するものとする。

(履修許可)

第3条 運営委員会委員長は、履修希望学生の履修プログラムに基づき、教育課程上の位置付けを行い、教育上有益と認めた他大学授業科目について、運営委員会の議を経て、履修を許可する。

(単位の認定)

第4条 他大学授業科目の履修により修得した単位は、20単位を限度として運営委員会で認定する。

(その他)

第5条 この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成18年度及び平成19年度入学生については、なお従前の例による。